

○交渉における職員組合の主な主張及び県の回答

項目	職員組合の主な主張	県の主な回答
給与改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年の人事委員会の引上げ勧告を4月に遡及して年内に完全実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度の給与改定については、人事委員会の勧告どおり実施する。 ○ 人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられたものであるため、給与改定にあたっては、この制度を尊重することが原則であると考えている。
通勤手当の自己負担解消	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場料金に係る通勤手当について、距離要件の緩和など、勧告以上の措置を講じることにより、通勤に要する自己負担の解消を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事委員会の勧告どおり、駐車場料金に係る通勤手当について、手当額の算定にあたり「駐車場料金相当額を2分の1として計算する措置」を廃止するとともに、手当の上限額を5,000円に引き上げる。 ○ 「勤務公署側と住居側の両方で駐車場を利用する場合」の手当の上限額については、現行の上限額と同額の6,000円とする。 ○ 駐車場料金の支給に係る距離要件の取扱いについては、人事委員会の報告の趣旨を踏まえ、国の詳細な取扱いが明らかになった後に、今年度実施した通勤実態調査に加えて、他の都道府県の状況も踏まえながら、検討していく。 ○ 手当の改善にあたっては、職員の負担軽減という観点だけでなく、県民の理解や国・他の都道府県との均衡なども考慮する必要があり、現時点では、勧告以上の改善は、困難である。

項目	職員組合の主な主張	県の主な回答
時間外勤務 縮減・人員増	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事委員会の時間外勤務の是正通知を踏まえ、計画的な人員増、人員配置の最適化、デジタル化による業務の効率化等、実効性のある具体的な措置を直ちに実施すること。 ○ 組織として、必要な時間外勤務は認め、サービス残業をさせない姿勢を示すこと。 ○ 策定予定の定員適正化計画については、人員削減ありきではなく、業務量に応じた人員の確保と配置を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時間外勤務の縮減については、様々な角度から取組を進めているところであり、過度な時間外勤務については、人事委員会からも是正するよう通知されているので、年度途中であっても柔軟な配置転換、業務の効率化等に取り組んでいく。 ○ 人員配置については、従来から時間外勤務の状況等も考慮しながら、全体として施策の優先順位や行政需要の状況等を踏まえ、適正な配置を行っている。 ○ 令和7年度当初の組織定数改正においても、各部署の業務の状況を踏まえながら、必要な増員を行っている。 ○ 時間外勤務縮減の取組は、職員のワーク・ライフ・バランスの推進とともに、生産性の向上を図るために実施しており、サービス残業を助長することはあってはならない。行き過ぎた指導がある所属に対しては、指導を行うなど、引き続き適切に対処していきたい。 ○ 定員適正化については、今後、人口が減少し、行政の役割が変わっていく中で、定員の方向性を示すことになる。 ○ 業務量に応じた中で、人員の配置や確保を考えていくということ是不変である。仕事のやり方や業務量の見直しも検討していく。
旅費制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特急利用に係る距離要件を廃止すること。 ○ 赴任旅費については、定額支給とした上で、超過する場合に実費を支給すること。 ○ 賀茂地区からの異動候補者に対して方面内示を実施すること。 ○ 宿泊料については、定額支給とした上で、超過する場合に実費を支給すること。 ○ 旅行諸費については、出張中に私用携帯電話で連絡する必要がある事態が想定されるため、通信連絡費として継続すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の制度改正や近年の物価高騰などの経済社会情勢の変化に対応し、旅行に必要な費用を適正に支給するため、旅費制度全体について、実費支給化を原則とする見直しを行う。 ○ 急行料金等に係る距離要件を廃止し、公務上必要な場合には、距離に関わらず急行料金等を支給可能とする。 ○ 転居費については、自力での引越し作業を行わざるを得ない場合もあり、こうした負担感に配慮し、実費支給の制度に加えて、自力で転居する場合などには定額を支給する制度を設ける。 ○ 賀茂地区からの異動候補者に対する方面内示については、異動作業の全体スケジュール上、現状では対応が困難であるが、引越に伴う職員の負担に配慮できるよう研究を行っていく。 ○ 宿泊費については、旅費の適切な支給の観点から、上限付き実費支給に改め、その上限額は、東京都の場合は19,000円など、国に準じた地域ごとの額を定めることとする。 ○ 指定泊等のほか、公務に支障のない範囲で最も安価な施設に宿泊する場合は、上限額を上回る額を支給可能とする。 ○ 旅行諸費は、全ての旅行に一律に必要な費用ではなく、多額の旅行諸費の支給を継続することは、県民理解の観点からも適切ではないため、廃止する。

項目	職員組合の主な主張	県の主な回答
給与削減	<p>○ 財政状況を踏まえた管理職手当のカットは、給与の一部として一般職員の労働条件に関わるものであり、管理職以外の職員にとっても将来への不安やモチベーション低下などの影響を及ぼすことから、見直すこと。</p>	<p>○ 職員に不安を与えたことについては、大変申し訳ないと思っている。</p> <p>○ 管理職以外の職員については、給与削減は実施しない。</p> <p>○ 本県の財政状況が非常に厳しい中で、行財政運営の持続性、健全性を確保して、持続可能性を高めるため、やむを得ない措置として実施するものであることを御理解願いたい。</p>